住宅取得に対する補助要件を緩和

加西市は、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、市内に住宅を新築または購入し居住する若者世帯に対し補助金を交付します。

平成 26 年 4 月 1 日以降に工事請負契約または不動産 売買契約を締結した住宅が対象です。申請方法等につい ては、市ホームページでご確認ください。

※平成26年3月31日までに工事請負契約または不動産 売買契約を締結した住宅は旧制度が適用されます。

■主な補助要件(全ての要件に該当)

- ・自分が住むための一戸建て住宅、分譲共同住宅、兼用住宅を新築または購入すること
- ・夫婦の合計年齢が80歳以下(単身世帯は40歳以下)であること
- ・住宅の取得に対する借入れがあること
- ・取得した住宅の登記名義人であること
- ※土地取得要件を廃止しました。

■補助金の金額

対象世帯	補助金
市外からの転入世帯(※1)	借入金の 5% (上限 50 万円)
市内居住世帯(※ 2)	地縁のある小学校区(※ 3) 借入金の 4% (上限 35 万円) 地縁のある小学校区外 借入金の 3% (上限 25 万円)

- (※1) 夫婦のいずれもが、市内の住民登録期間が通算 10年未満の世帯
- (※ 2) 夫婦のどちらかが、市内の住民登録期間が通算 10年以上の世帯
- (※3) 夫婦のどちらかが、通算10年以上の住民登録期間がある小学校区

.

【問合先】 商工観光課(商工振興係) 🕿 498715 FM 491802 shokokanko@city.kasai.lg.jp

「地縁者の住宅区域」を拡大します

加西市は、人口増政策の一環として、市街化調整区域の建築制限の緩和に取り組んでいます。平成25年12月27日付けで兵庫県から、「地縁者の住宅区域」の拡大などの指定を受け、区域内では住宅が建てやすくなりました。区域を示す図面は、市ホームページをご覧ください。

■特別指定区域制度

①地縁者の住宅区域の拡大

集落周辺の市街化調整区域に10年以上居住していた方が住宅を建築できる区域

②地縁者の小規模事業所区域

集落周辺に 10 年以上居住している人が営む小規模な事業所が建築できる区域

③人口減少集落区域

人口が減少している集落で、必要とされる住宅や生活利便施設が建築できる区域

④工場、店舗等周辺区域

工場、店舗等産業施設を集積させる目的で建築できる区域

⑤既存事業所の拡張区域

建築後10年以上経つ工場などの事業所が基準内で敷地を拡張し増改築できる区域

■指定を受けた地区と種類

町名	種類
尾崎町	12
上野田町	1)
西笠原町	123
三口町	12
網引町	1)
朝妻町	12
豊倉町	124
殿原町	4
別所町	125

【問合先】 都市計画課(建築係) 🕿 498753 FM 491998 toshi@city.kasai.lg.jp

地域包括支援センターを加西市社会福祉協議会に委託します

加西市が運営している地域包括支援センターを加西市社会福祉協議会へ 委託するため、4月以降、介護予防プランの作成や高齢者の相談は、同協 議会へ相談してください。詳しくは、広報かさい3月号でお知らせします。 場 所/健康福祉会館 委託開始/4月1日から

問 合 先/地域包括支援センター ☎④ 7522

1月から水道料金を値下げ

市議会 12 月定例会において、加西市水道事業給水条例の改正案が可決されました。新しい料金は、1 月の使用分から適用されます。北播 5 市 1 町の中で比較すると、3 番目の安さになりました。詳しくは、広報かさい 2 月号と一緒に配布の「水道・ごみ特集号」をご覧ください。

■基本料金・従量料金を 10%引き下げ -

基本料金と使用料に応じてお支払いいただく従量料金を、家庭用・業務用など全ての用途で平均して10%引き下げます。

家庭用では、一律にお支払いいただく基本料金の基準となる 水量を、現行の1カ月あたり8㎡から5㎡に引き下げ、特に一 人暮らしや高齢者などの使用水量が少ない世帯の負担を軽減し ます。

具体的には、1 カ月当たり 5㎡使用の世帯は 44%の値下げに なり、市内の約 15%の世帯が該当します。

■家庭用1カ月の基本料金

(税抜)

(税抜)

	25 年 12 月まで	26 年 1 月から	
基本水量	8m³	5m³	
基本料金	1,250円	705 円	

■家庭用1カ月の従量料金(1m[®]につき)

使用水量	25 年 12 月まで	26 年 1 月から			
6m³∼ 8m³	_	141円			
9m ³ ∼ 10m³	155円	141円			
11㎡∼ 20㎡	188円	169円			
21m ³ ∼ 30m ³	213 円	199円			
31m ³ ∼ 50m ³	247 円	231 円			
51㎡∼	282 円	263 円			

■家庭用1カ月あたりの水道料金(例)

(税抜)

水道使用水量	25 年 12 月まで	26 年 1 月から	引き下げ額(率)
5㎡まで	8㎡まで一律 1,250 円	705円	△ 545 円 (△ 44%)
10m³	1,560 円	1,410 円	△150円 (△10%)
20m³	3,440 円	3,100 円	△340円 (△10%)
30m³	5,570円	5,090 円	△480円 (△9%)
50m³	10,510円	9,710円	△800円 (△8%)

※実際の請求は、2カ月分の水道と下水道の使用料金に消費税を加えて行います。

【問合先】 業務管理課☎@8791 上下水道お客さまセンター☎@8795

北条鉄道利用促進キャンペーン「片道無料」

加西市は、北条鉄道の良さを認識してもらおうと「北条鉄道利用促進キャンペーン」を実施します。

優待券を利用して乗車された方は、1回分の乗車が無料になります。また、北条鉄道からドーナツをプレゼントします。 キャンペーン期間中の沿線イベントなどにご利用ください。

■期 間/2月1日(土)~4月30日(水)

■利用方法/①優待券を切り取ってください。

- ②降車(運賃支払い)時に優待券を運転士にお渡しください。
- ③運転士から「ドーナツ引換券」を受け取ってください。 ドーナツは北条町駅でプレゼントします。

■注意事項/1枚につきお一人様、1回限り有効です。 ※複写、印刷したものは無効です。

■期間中の主な沿線イベント

●第11回 加西ロマンの里ウォーキング

日時/3月22日(土)9:30~ 受付9:00 加西市役所集合

参加費/一般500円、中学生以下300円

申込先/加西市体育協会事務局☎&FW@3724

北条鉄道利用促進キャンペーン ~ 応援は年1回の乗車から~ 北条鉄道乗車優待券 有効期限/平成26年4月30日 ※複写・印刷したものは無効

【問合先】 人口増政策課☎④8700 北条鉄道㈱☎④0036

※優待券は切り取って使用してください。